

欧州連合知的財産庁、新たなタイプの欧州連合（EU）商標の表現方法に係る
共通文書を公表

2017年12月5日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合知的財産庁は、12月4日、新たなタイプ（音の商標等）の欧州連合（EU）商標の表現方法に係る共通文書を公表した。

EUIPO のニュースリリースによれば、先般の EU 商標制度改正により、商標出願書類において商標を写實的に表現することをこれまで求めていた、いわゆる写實的表現（Graphical Representation）要件が廃止となり、新たなタイプの商標出願が容易となったところ、この制度改正を円滑に進めるべく、EU 各加盟国の知的財産庁、EUIPO、欧州委員会が共同で、新たなタイプの商標出願における商標の表現方法につき、共通のイニシアティブとして、本共通文書を作成したところである。

具体的には、本共通文書では、各知的財産庁が今後受理を予定している商標のタイプ、当該商標のタイプの定義、受理予定の電子ファイル形式（音、動き、マルチメディア、プログラム。電子ファイル形式の例：JPEG、MP3 など）について示している。この共通文書は、各知的財産庁における進捗を踏まえて6か月毎に更新することとし、次回の更新は2018年6月1日を予定している。

－ EUIPO のニュースリリースは、以下参照 －

[Common Communication on the representation of new types of trade marks](#)

－ EUIPO が公表した共通文書（Common Communication）及び附属文書（Annex）は、以下参照 －

（共通文書）

[European tmdn \(European Trade Mark and Design Network\) Common Communication on the representation of new types of trade marks](#)

（附属文書）

[Annex](#)

－ EU 商標制度改正に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州連合商標改正関連規定、10月1日から適用（2017年10月1日）（PDF）](#)

[欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則施行により欧州連合知的財産庁へ（2016年3月22日）（PDF）](#)

[欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則第28条\(8\)の対応について公表（2016年2月16日）
\(PDF\)](#)

[欧州議会が商標制度改革パッケージ法案を承認、EUの商標制度改正へ（2015年12月16日）
\(PDF\)](#)

[EU議長国ラトビアと欧州議会，共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM手数料規則の改正に仮合意（2015年4月22日）\(PDF\)](#)

(以上)